

介五郎

総合支援版

差分マニュアル

Ver. 5.5.0.0

平成 29 年度改正対応版



株式会社インフォ・テック

目次

1. はじめに	P. 2
2. 平成 29 年介護報酬改定について	P. 3
2-1. 平成 29 年度介護報酬改定の概要	P. 3
2-2. 報酬・基準の変更内容	P. 4
3. 介五郎の変更内容	P. 6
3-1. 新しい処遇改善加算への対応	P. 6

1.はじめに

今回更新した Ver.5.5.0.0 では、①平成 29 年度改正への対応と②介五郎の機能改善を行っております。本マニュアルでは、このうち①平成 29 年度改正への対応についてご説明します。②介五郎の機能改善につきましては、別冊でマニュアルをご用意しておりますので、そちらをお読みください。

■平成 29 年度改正の概要

(1) 平成 29 年度改正への対応

平成 29 年度の改正では、処遇改善加算の区分が、これまで I～IV の 4 区分だったものが I～V の 5 区分になります。(処遇改善特別加算は変更ありません) 今回のバージョンアップで介五郎で新しい区分を入力できるように対応しました。

2.平成 29 年度改正対応について

2-1.平成 29 年度改定の概要

平成29 年度の介護報酬改定については、以下の基本的な視点に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われます。

(1) 処遇改善加算の区分新設

事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設します。

新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとします。

2-2.報酬・基準の変更内容

■共通項目

<処遇改善加算の見直し>

介護人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行います。

また、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設します。

介護職員処遇改善加算（単位）	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（新設）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（旧Ⅰ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（旧Ⅱ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（旧Ⅲ）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の90/100
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（旧Ⅳ）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の80/100
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

〔新設の処遇改善加算Ⅰの算定要件〕

（1）キャリアパス要件

- ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。
- ③（新）経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること。

（2）職場環境等要件（平成27年4月以降実施する取組）

賃金改善以外の処遇改善を実施すること。

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

〔各区分の算定要件〕

区分	算定要件
処遇改善加算（Ⅰ）	キャリアパス要件①及び②及び③を満たす＋職場環境等要件を満たす
処遇改善加算（Ⅱ）	キャリアパス要件①及び②を満たす＋職場環境等要件を満たす
処遇改善加算（Ⅲ）	キャリアパス要件①又は②のいずれかを満たす＋職場環境等要件を満たす
処遇改善加算（Ⅳ）	キャリアパス要件①又は②又は職場環境等要件のいずれかを満たす
処遇改善加算（Ⅴ）	キャリアパス要件①及び②、及び定量的要件のいずれも満たさず

〔サービス別加算率〕

サービス	I	II	III	IV	V	特別加算
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%	加算（Ⅲ） により算出 した単位 ×0.9	加算（Ⅲ） により算出 した単位 ×0.8	4.1%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%			2.6%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%			4.1%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%			3.4%
療養介護	3.5%	2.5%	1.4%			0.5%
生活介護	4.2%	3.1%	1.7%			0.6%
重度障害者等包括支援	2.5%	1.8%	1.0%			0.3%
施設入所支援	6.9%	5.0%	2.8%			0.9%
自立訓練（機能訓練）	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
自立訓練（生活訓練）	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%			0.9%
就労継続支援 A 型	5.4%	4.0%	4.0%			0.7%
就労継続支援 B 型	5.2%	3.8%	3.8%			0.7%
共同生活援助（指定共同生活援助）	7.4%	5.4%	5.4%			1.0%
共同生活援助（外部サービス利用型 指定共同生活援助）	17.0%	12.4%	12.4%			2.3%
児童発達支援	7.6%	5.6%	5.6%			1.0%
医療型児童発達支援	14.6%	10.6%	10.6%			2.0%
放課後等デイサービス	8.1%	5.9%	5.9%			1.1%
保育所等訪問支援	7.9%	5.8%	5.8%			1.1%
福祉型障害児入所施設	6.2%	4.5%	4.5%			0.8%
医療型障害児入所施設	3.5%	2.5%	2.5%	0.5%		

3. 介五郎の変更内容

3-1.新しい処遇改善加算への対応

平成 29 年 4 月提供分より処遇改善加算の区分が追加され、これまで I～IV の 4 区分だったものが I～V の 5 区分になります。(処遇改善特別加算は変更ありません)

これにともない、介五郎の事業所台帳の処遇改善加算の設定欄を変更しました。新設の区分 I を算定するなどの場合、以下の手順にしたがって変更してください。

<事業所台帳>

各設定項目（関連項目のみ）

項目名	説明
加算関連入力	クリックすると特定事業所加算と処遇改善加算の設定を行う画面を表示します。

<加算項目>

各設定項目

項目名	説明
加算種類	「1-特定事業所加算」「3-処遇改善加算 (平成 29 年度)」「2-処遇改善加算 (平成 24-28 年度)」のいずれかを選択すると、選択した加算の設定画面を表示します。
設定値	各加算の算定する区分を選択します。
開始日	加算の適用開始日を入力します。
終了日	加算の適用終了日を入力します。現在適用中の加算については空白にしてください。
確定	入力した内容を確定します。
明細削除	選択中の行を削除します。

<加算種類「3-処遇改善加算 (平成 29 年度)」の設定値>

項目名	説明	
処遇改善加算 (平成 29 年度)	平成 29 年 4 月以降の加算区分を設定します。	
	6-加算 I	平成 29 年度改正後の加算 I (新設)
	5-加算 II	平成 29 年度改正後の加算 II
	1-加算 III	平成 29 年度改正後の加算 III
	2-加算 IV	平成 29 年度改正後の加算 IV
	3-加算 V	平成 29 年度改正後の加算 V
	4-改善特別加算	平成 29 年度改正後の特別改善加算

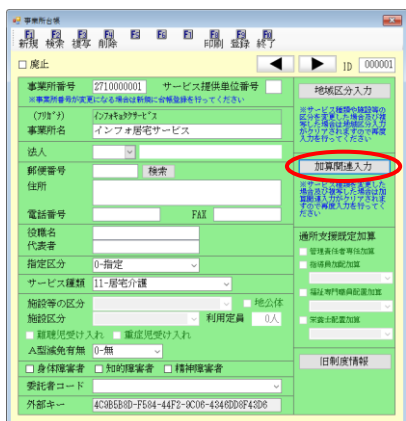
<加算種類「1-処遇改善加算 (平成 24-28 年度)」の設定値>

項目名	説明	
処遇改善加算 (平成 24- 28 年度)	平成 24 年度から 28 年度までの間の加算区分を設定します。	
	5-加算 I (新設)	平成 27 年度改正時の加算 I
	1-加算 II (旧 加算 I)	平成 27 年度改正時の加算 II と平成 24 年度改正時の加算 I
	2-加算 III (旧 加算 II)	平成 27 年度改正時の加算 III と平成 24 年度改正時の加算 II
	3-加算 IV (旧 加算 III)	平成 27 年度改正時の加算 IV と平成 24 年度改正時の加算 III
4-改善特別加算	平成 27 年度改正時と平成 24 年度改正時の改善特別加算	

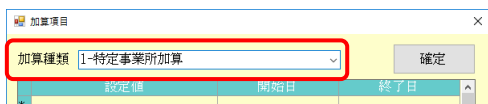
<平成 29 年度以降の処遇改善加算の設定>



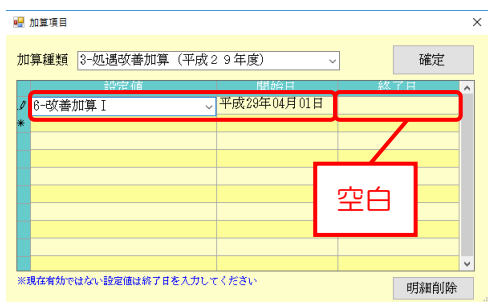
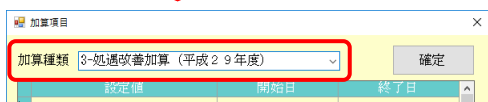
① メインメニューの事業所台帳をクリックし、事業所台帳画面を開きます。



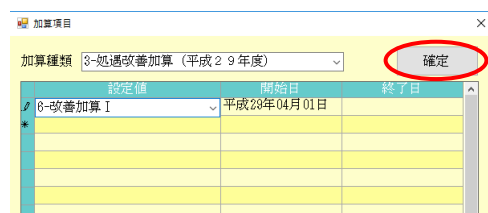
② 設定したい事業所の情報を呼び出して、画面右の加算関連入力をクリックして加算項目画面を開きます。



③ 「加算の種類」を「3-処遇改善加算（平成 29 年度）」にします。



④ 設定値の枠をクリックして加算区分を選択し、開始日を入力します。
終了日は空白のままにします。



⑤ 確定をクリックします。

③ 事業所台帳画面に戻り、**F9 登録**をクリックして登録します。

注意！

これまで処遇改善加算を算定していた場合、「3-処遇改善加算（平成 29 年度）」には現在の区分を平成 29 年度改正後の区分にスライドさせた加算区分が初期値として設定されています。

（平成 27 年度の加算 I を算定していた）

（平成 29 年度に加算 II が初期設定される）



注意！

事業所台帳で加算区分を変更する前に平成 29 年 4 月以降の予定を作成している場合、予定入力画面にて再計算を行って下さい。

区分	利用者数	単位	算定額	備考
5-改善加算 I	11	8710	95,810	

※ 再計算を行わないと**以前の加算区分のまま**で単位数が計算されてしまいます。



発行：株式会社インフォ・テック

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

<http://www.info-tec.ne.jp/>